

ワークショップ レポート

No. 1（平成28年8月）

（仮称）逗子市自治基本条例の検討を行うワークショップの状況をお伝えします。

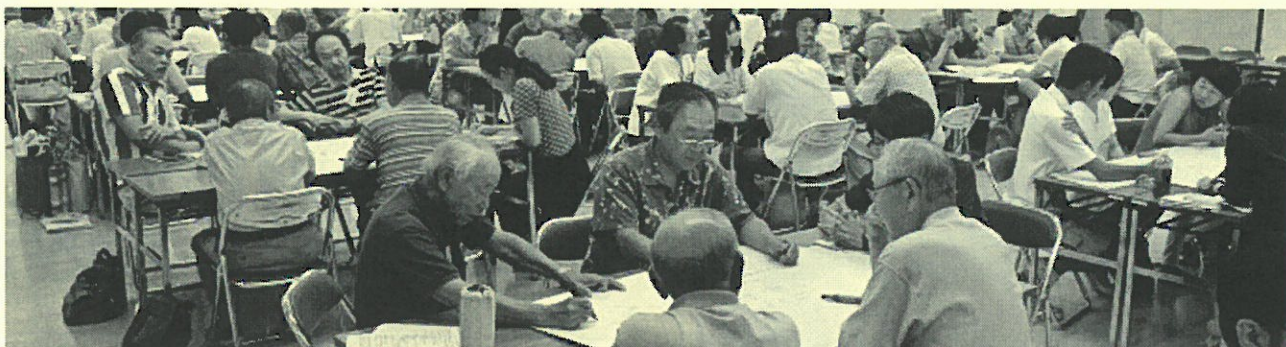
第1回ワークショップ スタート！ 総勢90人のワールドカフェを実施

平成28年7月30日（土）午前10時から市役所 5 階会議室で、（仮称）自治基本条例検討ワークショップの第1回目を開催しました。

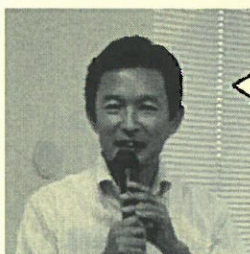
参加者は、無作為抽出により市からの案内を受け応募いただいた方、公募の参加者、住民自治協議会のメンバーの75人。さらに、市職員のうち、

市民との協働を推進する市民協働推進員19人が加わり、総勢90人以上となりました。

市長のメッセージの後、5～6人のグループに分かれて、「逗子市でこういうふうに暮らしたい」というテーマで意見交換をワールドカフェ方式で行いました。



※ワールドカフェとは、カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中、テーマについて自由に話し合いながら、出てきた内容をマジックペンで模造紙にメモをし、メンバー交代をしながら、他の参加者とも意見交換していく話し合いの方法です。



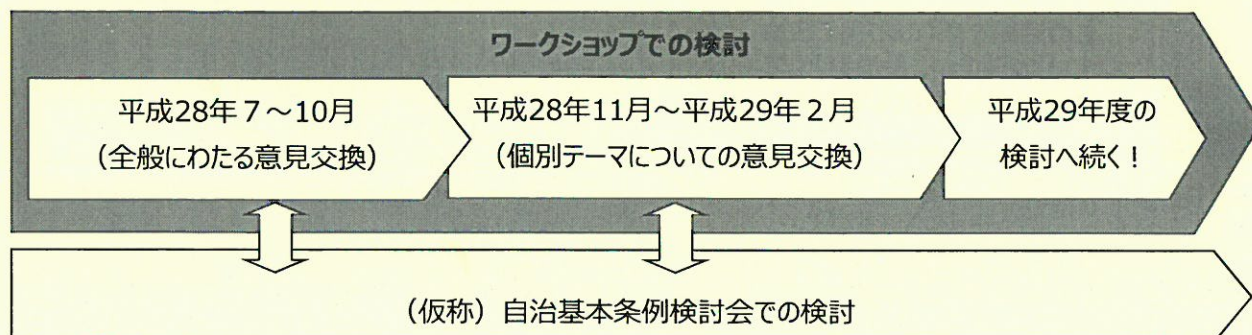
平井市長

このワークショップは、このまちで暮らすためにみんなが大切にしたいことは何かということを経験的な立場の人が持ち寄って決めていくことだと思っています。みんなが共有できる思いを、どうやればより実現しやすくなるのか。それを実現するためにはどういうルール、しくみがあればよいのか、それを導き出したい。皆さんと力を合わせて、このまちが本当に持続可能に発展していけるまちになる、そんなことが皆さんに実感できるようなものを2年後につくりたいと思っています。

2年間にわたって、じっくり、しっかり検討していきます！

ワークショップは、今年度から平成29年度までの2年間実施する予定です。このワークショップと並行して、ワークショップで出た意見等を「条文」という形にまとめていく検討会を開催し、相互を連携させながら検討を進めていきます。

今年度について、前半（10月まで）は、みなさんのまちづくりへの思いなどを汲み取ることができるような意見交換を行います。11月からは、まちづくりを進める具体的な仕組みや考え方などを想定した意見交換を予定しています。



第1回ワークショップについてご紹介します！

*ワークショップで出されたご意見、アンケート等をもとにまとめました。

■「逗子市でこんなふうに暮らしたい」について意見交換しました

各グループで出た意見の中で、「大事にしたい」と考えるものを最大3つまで選びました。

その後、「そのために必要なもの、こと」「そのためにできること、しなければならないこと」について意見交換しました。

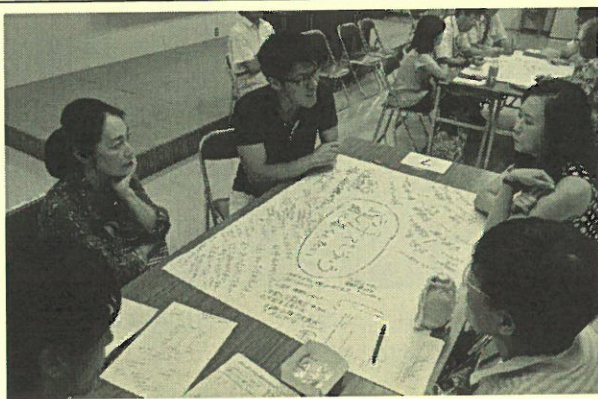
「逗子市でこんなふうに暮らしたい」のキーワードとして多いもの上位3つは右のとおりです。

※詳細は整理でき次第、市HP等で公開します。

- 1位 豊かな自然環境に囲まれた暮らし
- 2位 コミュニティなど人の交流が盛んな暮らし
- 3位 安全で安心な暮らし

そのほか、「逗子らしい健康と医療」「安全に動き回れるまち」「子育てのしやすい街づくり」などがあげられていました。

■ワークショップの参加者からいろいろご意見いただきました！



第1回ワークショップには20歳代から80歳代までの75人の方がご参加いただきました。お住まいの地域別の参加数は、下のグラフのとおりでした。

アンケートでは、今回のワークショップの感想として、「参加してよかった」と回答した方が約96%でした。

<ワークショップの感想>



逗子
30歳代

共感できる意見が多くあった。自分一人だけではなく他の「市民」の人も感じていると思えたことが良かった。

<ワークショップの中で良いと思ったキーワード等>

逗子ブランド、シームレス、
元気な街
適当な不便さ



新宿
50歳代

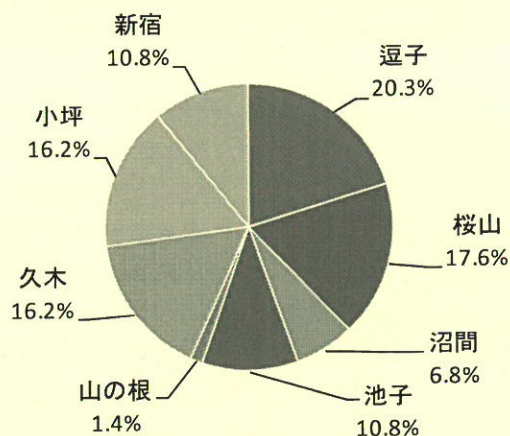
<ワークショップに期待すること>



久木
60歳代

この活動を多くの市民に広めて
いただきたい。参加者として
本気で考え続けていきたい。

第1回参加者のお住まいの地域



皆さんの思いを伝えていただくためにも、ぜひ引き続きご参加ください！

お出かけ円卓フォーラムのお知らせ

「もっと知りたい」にお答えします！

企画課職員が、自治基本条例に関心をお持ちの皆さんのところへ伺って説明を行います。概ね10人以上のグループでお申し込みください。

広報『みんなで考えよう・みんなでつくろう！（仮称）自治基本条例』

ワークショップ レポート No. 1（平成28年8月）

発行：逗子市経営企画部企画課／電話：046-873-1111（代表）／ファクス：046-873-4520

E-mail：kikaku@city.zushi.kanagawa.jp

逗子の未来協議会 レポート

No. 2（平成28年9月）

「逗子の未来協議会」とは（仮称）逗子市自治基本条例の検討を行うワークショップのことです。

ワークショップの愛称を「逗子の未来協議会」に決定！

本ワークショップの愛称を参加者に考えていただいたところ、60近くものアイデアが集まりました。そこで、第2回目の参加者に1人1票で投票いただきました。

その結果、「**逗子の未来協議会**」が最も多い7票を獲得しましたので、これを本ワークショップの愛称に決定いたします！

早速、本レポートも「逗子の未来協議会レポート」としました。

どうぞお見知りおきのほど、お願いいたします。

アイデアには、「未来」というキーワード使っているものが多く見られました。これは自治基本条例がこれからの逗子の新しいルールになることを皆さんが期待していることの表れではないでしょうか。

第2回ワークショップは、「合意形成とルール」がテーマ



第2回ワークショップではテーマを「合意形成とルール」として意見交換を行いました。

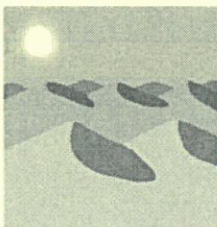
何かを決めるとき、自分以外の人に何らかの影響を及ぼす場合には、必ず他者の合意が必要になります。

皆さんもご経験があるのでは？

家族旅行の行き先を決めるとき、自治会やPTAでイベントを行うとき、仕事で企画などを決めるとき。これは、市が新しい計画や条例をつくるときも同じです。

もしこれが何の説明も、合意もない中で勝手に決められているとしたら…。また、すんなり合意できればいいのですが、意見が分かれたときは、一体どのようなにしたいのでしょうか。

そこで、合意形成の難しさを体感した上で、改めて合意形成について考えていただくために、「砂漠で遭難したらどうする」という内容で、12のグッズの優先順位を決めてもらうというゲームを行いま



した。このゲームは、企業研修などにも用いられるものですので、ご存じの方もいらしたかと思います。

ゲームを通して、合意形成に大事なものについてグループで話し合っていた結果、

「まず人の話を聞く」

「自分の意見もきちんと言う」

「納得するための説明や理屈が必要」

などのキーワードが出されていました。

※記録していただいたワークシート、発言録は資料としてまとめ、市ホームページ等で公表します。

「条例とどのような関係があるの？」と、いったご意見がありましたが、まさに、何かを決めるときのルールとして、どのような手続きが条例に規定されればよいのか、どれだけのことをすれば合意が得られたと見なすのが等々、皆さんが出していただいたご意見は、条例の中身にも、またこれからこのワークショップでの検討においても、活かしてくるものと考えています。

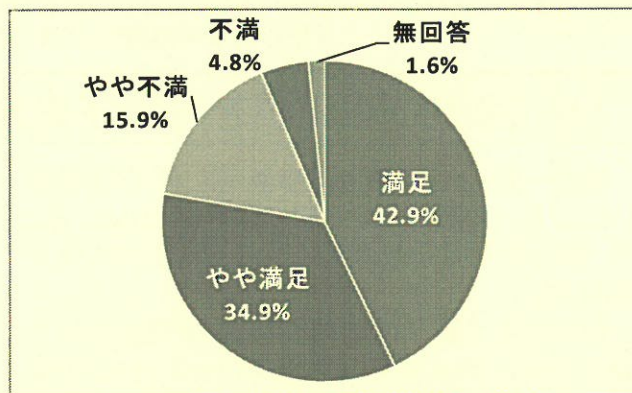
ワークショップのアンケートから…

*ワークショップ参加者のアンケート等をもとにまとめました。

■第2回ワークショップの満足度

第2回ワークショップの満足度を4段階でお聞きしたところ、「満足」が42.9%で最も多く、次に「やや満足」が34.9%でした。この二つを合わせた77.8%の方が、今回のワークショップを“よかった”と評価していました。

残念ながら、「やや不満」「不満」と感じた方が20%以上いらっしゃいましたので、その方々の不満ポイントについて、見てみましょう。



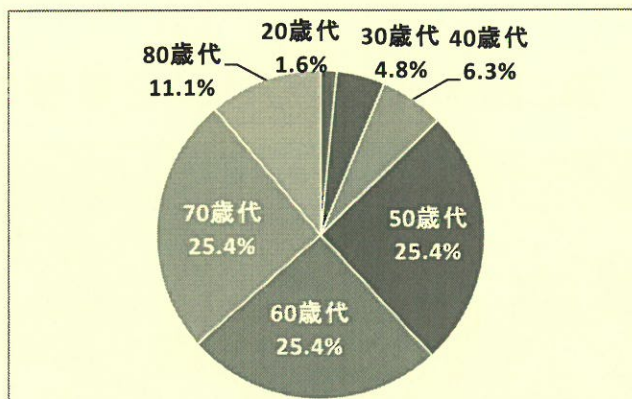
■ワークショップのここが不満！



参加者の年齢が偏っている。
若い方、働いている方の意見も必要なのでは？

第2回ワークショップには20歳代から80歳代までの63の方がご参加いただきました。年齢別の参加数は、右のグラフのとおり、60歳以上の方が60パーセント以上を占めています。

今回のワークショップにあたっては、無作為抽出で18歳以上の2,000人の方にご案内するとともに、公募もいたしました。また、土曜日に開催していることから、働いている方にも参加していただきやすいようにしていますが、残念ながら若い方々の参加が少ない結果となっています。



どういった若い世代の意見を聞けるのか、どこの自治体でも悩んでいます。いいアイデアがありましたら、ご提言ください！



自治基本条例とワークショップの内容の関係性がわからない！

全体の検討スケジュールについては、第1回ワークショップや第1回レポートでお知らせしましたが、今年度の前半（10月まで）は参加者のベクトルを合わせるための“助走期間”と考えて、そのようなテーマ設定をしています。遠回りのようですが、大切な期間です。後半（11月から）は具体的な仕組みや考え方を想定した意見交換を予定しています。

検討期間が長いというご意見もありますが、ほとんどの市民の皆さんが、市が条例を検討していることを知らない状態です。拙速とならないよう、しっかり多くの方に周知をしながら進めていきます。

ワンポイント・ミニ知識

「条例」とは

「条例」とは、憲法第94条、地方自治法第14条などに基づき地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称です。

地方公共団体が義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされています。

お出かけ円卓フォーラムのお知らせ

「もっと知りたい」にお答えします！

企画課職員が、自治基本条例に関心をお持ちの皆さんのところへ伺って説明を行います。概ね10人以上のグループでお申し込みください。

広報『みんなで考えよう・みんなでつくろう！（仮称）自治基本条例』

逗子の未来協議会 レポート No. 2（平成28年9月）

発行：逗子市経営企画部企画課／電話：046-873-1111（代表）／ファクス：046-873-4520

E-mail：kikaku@city.zushi.kanagawa.jp